

令和7年6月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 令和7年6月13日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第38号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第39号 高浜市税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第40号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第42号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第43号 事業契約の変更について
- 日程第7 議案第45号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
- 日程第8 議案第46号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第9 議案第47号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋 本 友 樹	2番	荒 川 義 孝
3番	神 谷 直 子	4番	杉 浦 康 憲
5番	野々山 啓	6番	今 原 ゆかり
7番	福 岡 里 香	8番	岡 田 公 作
9番	長谷川 広 昌	10番	北 川 広 人
11番	鈴 木 勝 彦	12番	柴 口 征 寛
13番	倉 田 利 奈	14番	黒 川 美 克

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	深 谷 直 弘

教 育 長	岡 本 竜 生
企 画 部 長	野 口 恒 夫
総合政策グループ主幹	原 田 優
秘書人事グループリーダー	京 極 昌 彦
DX推進グループリーダー	東 文 彦
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
行政グループリーダー	久 世 直 子
財務グループリーダー	平 川 亮 二
市 民 部 長	岡 島 正 明
市民窓口グループリーダー	神 谷 直 子
経済環境グループリーダー	都 築 真 哉
税務グループリーダー	西 口 尚 志
福 祉 部 長	竹 内 正 夫
地域福祉グループ主幹	角 谷 権
介護障がいグループリーダー	藤 克 幸
共生推進グループリーダー	岩 崎 和 也
こども未来部長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
学校経営グループリーダー	清 水 健
学校経営グループ主幹	小 嶋 俊 明

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	内 藤 克 己
主 査	森 本 将 史
主 事	大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（神谷直子） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、お願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、6月5日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。
議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る6月5日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、市長より、議案第47号 工事請負契約の締結についてが追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討した結果、本日、日程を追加し、議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行うことに決定いたしました。

本定例会が円滑に進行できますよう、引き続き、皆様方の御協力を申し上げ、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） 本日の議事日程は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、議案第47号、以上、議案1件を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおりといたします。

なお、質問者及び答弁者においては、質疑、答弁は議題外に及ばないよう、簡潔なる質疑、答弁に御協力をお願い申し上げます。

これより本日の日程に入ります。

○議長（神谷直子） 日程第1 議案第38号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

本案については、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（神谷直子） 日程第2 議案第39号 高浜市税条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

10番、北川議員。

○10番（北川広人） それでは、市民税の第33条の2、所得控除について伺いたいと思います。

まず、まずというよりも、特定親族特別控除の制度について、これいわゆる国で言ってる103万円の壁云々という話で、市民の方にも大きく関与することであると思います。

これについて内容をもう少し分かりやすく教えていただきたいというのと、それからこの創設、当初の創設による影響人数、あるいは影響額といったものが高浜市にどれほど現段階で見込まれるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（神谷直子） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） それでは、今、御質問のありました特定親族特別控除についてお答えをいたします。

まず、この特定親族特別控除の内容についてですが、人手不足の中、特に大学生のアルバイトの就労調整への対応及び大学生世代の親向けの所得控除として創設されたものでございます。

大学生である子の給与収入が150万を超え188万円までの方につきまして、給与収入に応じ段階的な低減により親が控除を受けることで親の税負担が軽減されるものでございます。なお、大学生である子の扶養控除につきましても、現在、給与収入が103万円までの方につきましても45万円の控除ができますが、これが税制改正によりまして、150万円までに引き上げられたものでございます。

次に、この特定親族特別控除の創設による影響人数及び影響額につきましては、この特定親族特別控除の創設と特定扶養控除の所得要件の引き上げを合わせた影響額、影響人数につきましては、172名が対象で約320万円の減収となる見込みでございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） 10番、北川議員。

○10番（北川広人） ありがとうございます。

後のことは、また委員会のほうで質疑をしていただければと思います。

もう一つ、市たばこ税について附則第16条の2の2というのがあるんですけども、この算出方法というのはよく分からないものですから、これについてお聞きしたいのと、それから、当然、たばこ税も市税に対して影響があるものだと思います。その影響額が分かる範囲でお願いしたいというのと、それから市民の方が最も興味を持たれるのが、今後、たばこの消費者にとって、たばこ自体が幾らぐらいになっていくのかというところが推計できれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（神谷直子） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） それでは、加熱式たばこに係る税制改正について、3点御質問がありましたのでお答えいたします。

まず、加熱式たばこの課税標準の算出方法につきましては、これまでの重量及び小売価格による換算方式から、重量のみで換算する方式に改められるものでございます。これまでは、加熱式たばこ1箱当たりの重量を0.4グラムで除しまして、それに対して0.5を乗じる重量による換算本数と、加熱式たばこ1箱当たりの小売価格を紙巻きたばこ1本当たりの平均小売価格で除して0.5を乗じて小売価格による換算本数を合計し、紙巻きたばこの本数に換算しているものでございます。

今後は、原則として1箱当たりの重量を0.35グラムで除して、紙巻きたばこの本数に換算する方式に改められるものでございます。

次に、この本数の換算が改められることにより、そのたばこ税における影響額につきましては、令和6年度の売渡本数と同等でやる中の試算ですが、約2,000万円程度の増収が見込まれるものでございます。なお、この令和8年度におきましては、半年間、経過措置がございますので、増収幅はこの2,000万円までいかないものとなっております。

続いて、たばこの消費者において、どれだけ値上げになるかっていうところのお話でございます。たばこに関する税金は、国、都道府県及び市町村それぞれに課されているものでございます。今回の市たばこ税の改正のみならず、国それから県のたばこ税においても同様な課税標準の改正、また国のたばこ税においては、令和9年4月以降、税率も改正される予定でございます。

これらの改正が全て適用された平成11年4月以降につきましては、最大——令和11年、失礼しました。令和11年4月以降、1箱当たり20本入りですが最大130円程度の値上げが見込まれるものでございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 1点、伺います。第20条の公示送達についてですが、インターネットを利用することで、公示事項を不特定多数の人が閲覧することができるようにするとされております。となると、氏名や公示送達の対象者であるなどの情報が容易に拡散するおそれがあるのではないかと懸念されます。

今回の運用に当たって、このプライバシーの保護の観点から十分な配慮がなされるのか、どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） プライバシーの観点について、今、御質問いただきました。

この公示送達につきましては、現在、高浜市の庁内にある掲示板において掲示をしております。現在につきましても、住所、氏名などはその公示送達の内容に載っておるものでございますが、今後そのインターネットを介して、誰もがみれる状態っていうところになります。この運用につきましては、実際その法の施行がしばらく先になるところもありまして、その運用の方法につきましては、今後検討していくところの段階でございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

本案については、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（神谷直子） 日程第3 議案第40号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

本案については、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（神谷直子） 日程第4 議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

1番、橋本議員。

○1番（橋本友樹） それでは、高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、お聞きいたします。

これ昨年も改定されており、今年も改定ということになっております。今回、課税限度額の引き上げと軽減対象世帯というのが拡大されるということなんですけれども、この改定による影響というのはどういったものがあるのか、まずは教えてください。

○議長（神谷直子） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） それでは、影響についてということでお答えさせていただきます。

今回、限度額の引き上げにより、課税限度額が上がる世帯は65世帯で、影響額は医療分と支援金分を合わせて、約161万円の増加を見込んでおります。

また、軽減判定所得の見直しについてでございますが、こちらについては令和7年度当初予算ベースで試算したところ、新たに2割軽減になる人は38人、2割軽減から5割軽減になる人は47人、国保税の減収額は約135万円ほどを見込んでおります。以上でございます。

○議長（神谷直子） 1番、橋本議員。

○1番（橋本友樹） はい、分かりました。

それでは軽減対象世帯なんですけど、今言われたように、2割減また5割減というのは拡大されるわけなんですけれども、7割軽減の世帯というのはそのままということになっておりますが、これがそのままになっている理由というのがありましたら教えてください。

○議長（神谷直子） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 軽減判定所得の基準額の見直しに7割軽減が入ってない理由といたしましては、7割軽減世帯はそもそも国保税の所得割額が生じない世帯であり、物価上昇の影響が比較的少ないため、今回の見直しには含まれておりません。

○議長（神谷直子） ほかに。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 2点伺います。まず1点目に、40代の夫婦と中学生、小学生、子供2人、計4人の世帯で総所得金額400万円の場合の年間保険料についてお聞きしたいのと、あともう一つ、65歳以上の夫婦2人世帯で年金収入250万円の場合の年間保険料についてお願いしたいと思います。

います。

あと2点目に、今回の参考資料23ページに掲載されている改正後のグラフについてですが、昨年や一昨年の資料と比べて、このグラフの傾きが緩やかになっておって、あと中間所得層の被保険者の負担に配慮したといった注記もあります。

これによって、中間層の国保税、これが実質的に引き下げられるという理解でよいのかどうか、その点について確認させてください。以上、2点お願いします。

○議長（神谷直子） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） まず、40代の夫婦と子供2人の4人世帯での世帯構成で、所得金額が400万円世帯の国保税は約56万円でございます。

次に、65歳以上の年金の2人世帯暮らしの国保税は、約12万9,000円となります。

次に、参考資料の図での引き下げというところですけども、今回の改正により課税限度額を引き上げることで保険税収入が約161万円の増額が見込まれます。その分、ほかの被保険者の負担が軽減される効果があることを見込んでおり、このような図になっております。以上でございます。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 考え方は一緒かと思うんですけども、そのグラフの傾きが今回変わっているということで、どう理解したらいいのか、お伺いします。

○議長（神谷直子） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 参考資料の図は、医療費が増加し、確保すべき保険税収入額が増加した場合において必要な保険税収入を確保するため、課税限度額を現行のまま据え置いた場合の保険税額を点線で示しており、課税限度額を引き上げた場合の保険税額は実線で示しておるというものを表しておりますので、今後、改定がある場合に、このように上げ幅が緩やかになるというふうなことを示しております。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） これにて質疑を終結いたします。

本案については、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（神谷直子） 日程第5 議案第42号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まず、部分休業につきまして、1年の期間の間にあらかじめいずれかを選

択して部分休業を取得するかを申し出るとなっておりますが、諸事情により途中で1号から2号、または2号から1号へと残りの取得可能時間を計算して変更することが可能であるかどうかお聞きしたいということと、2点目に、令和7年10月1日施行となっておりますが、この施行日をまたいで部分休業を取得する職員にはどのような対応になるのか、教えていただきたいと思います。

それから3点目といたしまして、この23条の措置を講ずるに当たって実施する措置ということで、意向を確認した事項への配慮ということが4番目に書かれておりますが、この配慮というのはいわゆるこの部分休業を、何て言うんですかね、最終的に本人の希望により取得するかどうか、そしてどちらを選択するかどうかも含めてきちんとその措置ができるということになることだけなのか、ほかにも何か別に高浜市として配慮というか、できることがあるのかどうか、併せてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） まず1点目の、あらかじめ1号を取得した者が2号へ変更した場合にどういった対応になるかっていう場合なんですが、まず1号部分休で年間の部分休を取得した方が、事情により2号に変更した場合につきましては、改めて10日が付与されます。ただし、その後、また事情により1号に変更し、さらに2号にまた変更する場合があった場合は、1回目の2号部分休で10日中、例えば1日を取得した場合は、2回目の2号部分休を取得する際は、1日を差し引いた9日が付与されることとなります。

続いて、10月1日から施行されることに当たって、それ以前に部分休を取得していた職員に対する対応につきましては、7月1日の段階で現在部分休を取得している職員全員に、1号、2号のどちらの部分休を取得するかを再度、確認をさせていただきまして、その希望に基づき、1号、2号のどちらかの部分休を取得するようにさせていただきます。

3点目、23条による配慮につきましては、部分休だけではなくその職員の家庭の状況等によって子育て世代に対するいろいろな対応が、例えば深夜勤務を制限するとか、長時間勤務の制限など様々な子育てに関する制度がありますので、そちらを説明させていただいた上で、どういった制度を活用するかなどの意向も確認させていただきます。以上となります。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） すいません、ちょっと今の説明でよく分からなかったんですけど、そうすると例えば1号から2号になった場合は、当初はやはり1日につき最大2時間ということで取っていた方が、やっぱり2号にしないと自分の生活上とか介護する人の状況とかいろんなことでちょっとよろしくないなということで変えたいってなった場合は、そこから、それまで2時間取っていたとしても新たに10日取れるということになるんでしょうか。その確認と、あと先ほど、この10月1日施行となっていて、この日をまたいで部分休業を取得する職員についても同じように、結局そこまですっと部分休業、今まで30分とか1時間とか早くお仕事切り上げて子供のお迎

えとか行っていた方が、じゃ私はそこから2号にしますといった場合もまた新たにそこから取れるということになるんですかね。

そうすると、例えば今のこの話でいくと、1号から2号部分休業に移行する人は、例えば1年だとすると、年内12月までは1号部分休業取って、後の3か月いきなり10日間、バンっていうふうに取るっていうことも可能になるんですけど、そうすると、最初に2号部分休業をやった方とすごく取れる日数とか時間が大幅に変わってくるんですけど、そういう形で運用されるっていう理解でいいんでしょうか。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 倉田議員のおっしゃるとおりの運用になります。最後の、例えば12月になって1号から2号に変更する場合も、変更する理由が特段の理由がない限りは変更ができませんので、配偶者の入院であるとかそういったことがなければ変更ができませんので、事情によって変更した場合は新たに年度途中の変更であっても10日が付与されるということの運用にさせていただきます。

○議長（神谷直子） これにて質疑を終結いたします。

本案については、福祉文教委員会に付託いたします。

○議長（神谷直子） 日程第6 議案第43号 事業契約の変更について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） それでは、43号について質疑のほうをさせていただきます。

この事業契約の変更についてであります。毎年8月の日銀の調査統計局による企業向けのサービス価格指数が毎月9月に速報値として示された時点で、来年度以降の維持管理業務サービス対価の改定の有無を判断しますよね。そこから、8月の指数が、確報値となりますが、12月頃になると認識していますが、なぜこのタイミングで上程したのか。また、予算は確保されているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） S P C特定目的会社が確報値を基に来年度以降の改定後のサービス対価を精査しまして、令和7年2月末に確定金額が市へ通知されています。その後、市がその内容について精査等の事務を行うため、今までも直近の6月議会に議案を上程させていただいております。

また、8月から変更後の金額の支払いが発生するので、その支払いに間に合わせるためには、遅くともこの6月議会に上程する必要がありますので、この6月議会に上程をさせていただいております。

予算につきましては、今までは毎年8月の速報値を基にサービス対価を試算しまして当初予算に計上していますが、今回は確報値にて当初予算に計上できましたので確報値にて計上しております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

それでは、改定要件の中に該当するサービス対価がございます。その中に、警備保安業務以外に上記以外の維持管理業務、それからその他の関連業務とありますが、これどういった業務なのか、まず教えていただきたいのと、また、このその他の関連業務は、昨年度も増額変更しています。近年、様々な物価が高騰して、その影響が契約の変更の指標としている日銀の統計局の企業サービス価格指標にも表れていると思いますが、近年の動向、どのようになっているか、教えてください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず初めに、上記以外の維持管理業務は、建物整備保守、環境衛生、清掃業務、修繕業務などで、その他関連業務は、事業者の運営費、保険料、監査費などとなります。

今回の比較基準となる令和6年8月の指数が令和5年平均よりもさらに上昇していることから、昨年度に引き続き、増額の変更契約を上程させていただいております。

御指摘のあったとおり、企業向けサービス価格指数は企業間で取引されるサービス価格の変動を測定する指数となりますので、多くの企業で人件費の上昇を価格に転嫁する動きがあったことから、指数の上昇は近年の物価高騰の影響を大きく受けたものと考えております。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、概要資料の32ページの、該当する、この先ほどから話が出ている3つのサービス対価、それぞれの対価の残金、それから今回の変更額について、金額でまずお示しいただきたいと思います。

それから2点目として、PFIはほかの学校よりもこれ維持管理コスト非常に高いと私は思っております。先ほど、上記の維持管理業務とかその他の管理業務があったんですけど、警備保安業務、これについてもちょっと具体的に誰がどのような業務を行っているのか。それから年間の金額。それから、これほかの学校では同業務が幾らで実施されているのか、お聞きしたいと思います。

それから、同様に上記以外の…

○議長（神谷直子） 倉田議員。それ、数字の根拠とか数字に関しては、ちょっと大綱的ではない質問だと思いますので、質問を変えていただけるようお願いします。

○13番（倉田利奈） 大綱的ではないんですが、きちんと大綱的かどうかというのを…

○議長（神谷直子） 大綱的な質問をするということに決まっておりますので、よろしくお願いします。

はい、13番、どうぞ。

○13番（倉田利奈） いや、そんなのも聞けないんですか。

○議長（神谷直子） 委員会をお願いいたします。

〔「私、委員会所属しておりませんので、しっかり聞きたいと思いますのでお願いいたします」
と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 大綱的な質問をお願いいたします。

〔「どこがどう大綱的でないのか、御説明をお願いいたします」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 数字に関するようなことですかは大綱的ではないと思っております。

13番、倉田議員。質問を変えてください。

○13番（倉田利奈） 私、数字だけでない部分は言っておりますので、それについては、きちんとお答えください。

○議長（神谷直子） ですから、それで結構です。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず初めに、サービス対価の残金でございますが、この参考資料の32ページにある警備保安業務と上記以外の維持管理業務を合わせまして、維持管理業務の残金をお答えさせていただきます。維持管理業務の残金は、約4億7,000万円となっております。

続きまして、高浜小学校の警備の業務委託の関係でございますが、こちらは機械警備となっております、金額については今、資料を持っておりませんのでお答えすることができません。

あと、高小の維持管理業務は、ほかの小中学校で実施してない保守項目や他の小中学校にない整備の保守項目がありますので単純に比較できませんが、令和6年度の実績で申し上げますと、高浜小学校分の維持管理費が約2,600万円。各学校の個々の維持管理費は把握しておりませんので、小学校で4校の維持管理費を申し上げますと、約1,981万円ほど。中学校2校で1,400万円ほどとなっております。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 動議に対して賛成される方、見えますか。

〔「動議の内容も言っていないのに、何で賛成とかあるんですか。議長、動議。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 議長にお聞きしたいんですが、先ほども北川議員とか柴口議員、数字についてお聞きしておりますが、どこがどう違うのか、御説明をお願いいたします。

○議長（神谷直子） 議事を進めます。

〔「議長、13番」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） はい。

○13番（倉田利奈） 説明もなく私の質疑を止めたわけですので、きちんと説明してください。

○議長（神谷直子） ですから、大綱的な質問でお願いいたしますと。

〔「議長、13番」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 許可しておりません。

〔「議長、13番。動議です、議事進行について。動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） ですから、大綱的で数字でないとおっしゃるのであれば、なぜほかの議員は数字のことをお聞きしてるのにそれを許可して私には許可をしないのか分かりませんので、御説明お願いいたしますと言ってるんです。議事進行について、非常に問題があると思っております。

○議長（神谷直子） 暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時35分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、13番、倉田議員から動議が出されましたが、あれは動議ではなく、13番、倉田議員の意見だと思しますので、動議としては認められませんので会議を進めます。

先ほどの私の議事運営ですけれども、私が主観で大綱的ではないと思って止めたので、またそのことについて御意見があればお聞きいたします。

〔「議長、13番。じゃあ、お聞きしたいです。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） それはこの場でお聞きすることではないと思いますので、会議終了後、お願いいたします。

〔「質問妨害じゃないですか」と呼ぶ者あり〕

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 日程第6の議案第43号について、これは福祉文教委員会に付託いたします。

○議長（神谷直子） 日程第7 議案第45号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款項目節をお示しいたきますようお願いいたします。

歳入歳出を分けて質疑を行います。

初めに、歳入について質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 説明もなく、質問妨害はしないでいただきたいと思いますが、平等な…

○議長（神谷直子） 不規則発言はやめていただきますよう、お願いいたします。

○13番（倉田利奈） 平等な議事進行をお願いしたいと思います。

では、まず歳入14款2項2目をお聞きいたします。

生活保護事業のシステム改修費については国庫補助が2分の1となっておりますが、障害者自立支援給付支払に関するシステム改修は、国庫補助が2分の1になっていないということになります。これは多分、もともとの制度の違いからかと思うんですが、そのあたり、特に障害者自立支援給付支払システム、これは国の制度というか、それに従うしかなかったのか、ほかに何かもうちょっといいメニューがなかったのか、そのあたりについて確認したいと思います。

それから、14款2項5目、こちらが国庫補助金に対する一般財源っていうのがよく分からないので、それをお示しいただきたいと思います。

それから、15款1項1目の住所不定者措置負担金につきましては、こちらについては特に今回県の交付が決まったということなんですが、これ決まっていなかった場合は、普通に市が生活保護費として出すということなのか、あえてこれはこういう方が見えたので別枠で出していく制度なのか、ちょっとこの辺がよく分かりませんでしたので教えていただきたいと思います。

それから15款3項6目のキャリアスクールプロジェクトなんですけど、これ毎年のように国庫補助金が上がってきてるんですね。これ当初予算として、とりあえず予算というのは枠取りですので、当初予算として組むことができないのかどうか。できないのであればその理由も併せてお聞かせいただきたいと思います。

とりあえず歳入については、以上でお願いいたします。

○議長（神谷直子） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） 21ページの14款2項2目の障害者総合支援事業費補助金につきまして、議員おっしゃられるとおり、障害者総合支援法上は国から2分の1の補助をいただいておりますが、今回のこちらの歳入につきましては、障害福祉サービスのコード修正に伴う修正でございます、突発的なものになります。

それに対して、今回、国のほうから2分の1補助ということでお示しをいただきましたので、今回2分の1での計上となっております。

○議長（神谷直子） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（角谷 権） 15款1項1目について御説明させていただきます。

住所不定者措置費負担金につきましては、原則として市町村が支弁します生活保護費全体のう

ちの4分の1は国が負担し、残りの4分の——失礼しました。全体の4分の3は国が負担し、残りの4分の1を市町村にて負担することになっておりますが、生活保護法第73条に規定します居住地がないか、または明らかでない被保護者に対して、市町村が支弁した生活保護費の4分の1を市町村に代わり都道府県が負担するものでございます。以上です。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） キャリアスクールプロジェクトのモデル校は、県内40校の公立小学校が選定されます。その対象校が選定されるのは、例年3月末頃に対象校が決定されますので、当初予算編成時には見込めません。よって、6月補正に計上することとなりました。

○議長（神谷直子） 質疑漏れがあるような気がしますけど。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 答弁漏れがあるような気がしますけど、いいですか。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 14款2項5目公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金でございますが、こちらの充当先を申し上げますと、小学校のICT教育振興事業と中学校のICT教育振興事業の中で教育用タブレット端末等借上料の中に、校務DX環境整備の支援というものがありまして、そちらに充当する予定でございます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） すいません、答弁漏れがございます。

まず、障害者自立支援給付審査支払に関するシステム改修が、いわゆる先ほど生活保護のほうでは2分の1っていう御説明があったんですけど、こちら2分の1になっていないということで、そのあたりちょっと御説明が——さっきの違いますかね、障害者のほうを言われたんですかね。生活保護のほうだったかなと思ったんですけど。そのあたりちょっとよく分からなかったので再度御答弁いただきたいのと、あと、今の歳入14款2項5目の件なんですけど、これは結局今の説明でいくと、一般財源というのはもともとこういうことにいわゆる充当しますよっていうことで、それに対して一般財源がこれだけで、それに対しての補助金がこれだけということではなく、国庫補助金をこれだけもらえるからそれをどこに充てるかっていう、そういう考え方になるんですかね。そのあたりがちょっとよく分からなかったんで、ちょっと具体的な充当先も今ここですよというのは分かったんですけど、結果的に子供たちに何に使われるのかっていうのもよく分からないので、結局、考え方としてはもらえるものをどこかに充当するっていうそういう補助メニューっていうことなんでしょうか。お願いいたします。

○議長（神谷直子） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） 失礼しました。先ほどの歳入の関係なんですけど、実はこのソフトウェア修正業務の中で補助のつくものとつかないものそれぞれ入っております、そのうち補助

のつくもの、また支出のところの御説明にはなってしまうんですが、2種類あるうちの 하나가、コード修正業務というのがありまして、そちらが46万2,000円を支出として計上を予定しております。そのうちの半分、2分の1が23万1,000円、こちらが歳入としての計上になります。

それで、それ以外のもう一つのソフトウェア修正業務につきましては国庫補助がついておりませんので、こちらのほうの歳入と歳出でちょっと2分の1で合わないというような形になります。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 公立学校情報機器活用支援体制整備補助金について、御説明させていただきますと思います。

歳入の内訳といたしましては、1校20万円を対象経費を上限といたしまして、その3分の1が補助金として交付されますので、6万6,600円掛ける7校となっております。小学校5校、中学校が2校となっております。

対象事業となる取組につきましては、今回はICT活用支援向上に向けた教員への支援、校務の効率化、端末活用、デジタル教科書活用等の支援などを専門知識を有する事業者へ委託して行う取組に充当するという事になっておりますので、今回は校務DX環境の整備の支援ということでこちらに充当する予定をしております。

○議長（神谷直子） これをもって歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出について質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） お願いいたします。

補正予算書の24、25ページの重層的支援体制整備事業、まぜこぜの居場所づくり実態調査等支援業務委託料について、お伺いしたいと思います。

まぜこぜの居場所づくりについては、昨年度から翼小学校区をモデル地区として取り組み、スタートされました。また、地域の住民や関係団体とともに実行委員会も立ち上げられました。

また、認定NPO法人「むすびえ」との連携協定を結び、居場所の立ち上げ支援を進めてきたと伺っておりますけれども、その結果、6月1日現在で5か所に活動拠点が広がり、一定の成果が見え始めていると認識しております。

そのような中、今回アンケート調査や立ち上げ、運営支援というコーディネート業務を委託事業として実施することとされています。しかし、既にむすびえとは専門的な支援団体と連携協定を締結しているにもかかわらず、なぜ別途費用をかけて事業者へ委託する必要があるのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

また、このような調査や支援業務は、本来であれば当初予算の段階で計画、実施すべき事業と考えますが、なぜ今回6月補正で予算計上されたのか、その理由とその背景についてもお聞かせ

願いたいと思います。

○議長（神谷直子） 福祉部長。

○福祉部長（竹内正夫） それではまず、委託する理由についてお答えをさせていただきたいと思います。

まぜこぜの居場所づくりは、市が実施主体として責任を持ち、地域と連携しながら進めている事業でございます。むすびえとの連携協定は、あくまで市が行う居場所づくりにおける包括的なアドバイザーとしての役割を担っていただくものでありまして、具体的な調査、それから運営支援といった作業まで行っていただくことを想定しているものではございません。

当然、市が独自にアンケート調査やコーディネートを行うといった選択肢もありましたが、居場所づくりスタートしたばかりでございます。また、持続可能な居場所にしていくためには、専門的な視点で実務的な対応が可能な事業者から広く意見、提案を聞いたほうがより効果的であろうということで、プロポーザル方式によりまして委託することとしたところであります。

次に、6月補正予算で計上することとなった理由でございますが、今年の3月の下旬にこども家庭庁から県を通じて補助金の募集がございました。3月の10日に申請をして4月の1日の採択ということで、当初予算ではなく今回の補正での計上ということになったところでございます。

○議長（神谷直子） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

今の答弁の中に、プロポーザル方式で業者を募集するとのことですが、当然、むすびえさんにはその力があるし、募集することも想定されるところですが、もし委託先がむすびえ以外の業者となった場合、むすびえとの役割のすみ分けはどのようになるのか、御説明をお願いしたいと思います。

また、まぜこぜの居場所づくりは全年代を対象とする取組であると理解していますが、今回の調査では子供、若者に焦点を当てたアンケートを実施する方針とされていますが、なぜ、あえて世代を限定する形を取ったのか、その背景や目的をお示してください。

さらに、委託業者の中には、アンケート調査だけでなく、居場所の立ち上げ支援、運営支援、関係者間の調整など、コーディネート業務も行うことになっていますが、これらの業務について、より具体的なイメージを示していただきたいと思います。

また、支援は一過性ではなく継続的に取り組む必要があると考えますが、今年度の実施を通して得られた知見やノウハウを来年度以降どのように生かしていけるのか、今後の支援体制の在り方について、市の基本的な方針を伺いたいと思います。

○議長（神谷直子） 福祉部長。

○福祉部長（竹内正夫） それでは、4つの御質問いただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、むすびえ以外の業者が選ばれた場合ですが、むすびえにはこれまでどおり統括的なアドバイザーとしての役割を担っていただくことになります。ただ、委託の内容を進めるに当たっては、連携協定をしている中で、市が意見を求めて意見交換をすることもあろうかというふうに考えております。たとえ、むすびえ以外の業者になったとしても決して連携協定は無駄になるものではなく、これからの事業展開において連携していけるものと考えております。

それから、2つ目の調査対象を子供、若者に限定をした理由でございます。高齢者につきましては、御承知のとおり、健康自生地という居場所がございます。また、今年度は高齢者の計画に当たってのニーズ調査も予定しております。この結果が活用できると判断をしたところであります。また、子供の実態を把握することは、子供自身ではなく周りの大人の行動にも大きな影響を与えるといった意見もありましたので、こうしたことを踏まえて今回はあえて若い世代に焦点を当てるということにしたところでございます。

3つ目のコーディネート業務の具体的なイメージでございます。業者には立ち上げ支援としては、居場所に興味がある人や居場所をやってみたい人、居場所を実施していただきたい地域の団体などにアプローチをして支援をしていただくことを予定しております。

一方、運営支援につきましては、実際に現地を訪問したり、Z o o mの活用などによりまして運営者に現状や課題などをヒアリングしたり、運営者とともに課題解決に取り組んだり、今後の運営についての意見交換などを行っていただくことを予定しているところであります。

4つ目の今後の支援体制の在り方でございます。基本的には今回習得した知見やノウハウ、これを生かしつつ、むすびえの助言もいただきながら、実施主体である居場所の立ち上げ支援、それから運営支援を市が行っていくことになります。ただ、ノウハウの習得や蓄積には一定の期間が必要になるというふうに考えておりますので、次年度以降についても委託することを視野に入れながら、財源確保も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まず、歳出の3款1項2目及び3款3項2目のシステム改修についてですが、制度の見直しによるものとお聞きしておりますが、具体的にどのような制度の見直しがあり、それによる市民への影響を教えてくださいたいと思います。

それから、15款1項1目の住所不定者措置負担金ですが、この住所不定者となっていた方については、これ自ら市に相談があったのか。また、そうでなければどのようにして措置につなげることができたのか教えていただきたいのと、また、ほかの支援、例えば子供がいた場合、通学や通園などにつなげることができたなど、必要な支援につなげることができたのか、教えていただきたいと思います。

それから…

○議長（神谷直子） 今、歳出…

〔「歳出だよ」と呼ぶ者あり〕

○13番（倉田利奈） 歳出ですよ。

〔「15款…」〕

○13番（倉田利奈） 間違えてましたか。ごめんなさい。失礼しました。

3款3項2目です。失礼しました。3款3項2目でしたね。失礼いたしました。

歳入のほうで言ってしまい、申し訳ございません。

訂正いたします。3款3項2目でございます。

それから、歳出の10款1項3目のキャリアスクールプロジェクトですが、これ具体的な計画と目的について、お答えいただきたいと思います。

それから、3款1項18目のまぜこぜの居場所についてお聞きします。これよく分からないんですけど、まぜこぜの居場所、それから各小学校区のまち協との立ち位置がよく分かりませんので、それをまず教えていただきたいのと、今の御答弁を聞いてると、重層的支援というのは今ある資源を活用していくことと私は理解してるんですけど、今後、市が求める居場所の姿、それを把握していったって、それを結局市が主導となって新たに各小学校区に立ち上げるということではよろしいんでしょうか。ちょっとそのあたりがよく分からないのと、あと、今、とりあえずまぜこぜの居場所っていうのが市内に設定されてるとお聞きしてるんですけど、それを私ホームページで見た限りでは、特に来所された方を見守ったりとか、相談を受けたりとか、また、ときには支援につなげていくような感じの場所ではないように見えるんですけど、どのような居場所を目指してるのかっていうのがよく分かりませんので教えていただきたいと思います。

それから、重層的支援に対する市の施策ということで、一番初めにこの居場所づくりについて取り組んだことと判断された理由についても御説明いただきたいと思います。

それから、子供若者育成支援推進法とこの重層的支援の関係について、市の見解もお聞かせいただきたいと思います。

○議長（神谷直子） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） 予算書25ページ、3款1項2目の委託料の件でございますが、こちらまず1つ目、2つあると先ほど申し上げましたが、1つ目が障害福祉サービスの請求に係るコードの修正にかかるものでございます。こちらにつきましては、内部の事務的なコード修正になりますので、特段市民の方への影響はございません。

2つ目のところが自立支援医療というものになるんですが、こちらの負担限度額を修正する業務になります。具体的に申し上げますと、法令改正で80万円を80万9,000円に9,000円上げるシステム改修になりますので、この9,000円に上がることにについての市民の方への影響はもうほぼほぼないということを考えております。

○議長（神谷直子） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（角谷 権） 3款3項2目の生活保護システム改修業務委託について説明させていただきます。

まず改修の内容につきましては、生活保護業務データシステムにおいて報告をしております、被保護者調査の項目変更によるものと生活扶助基準の見直しによるものでございます。

影響につきましては、被保護者調査の項目変更については統計調査の報告ということなので、生活保護受給者に対する影響はございません。また生活扶助基準の見直しにつきましては、特例加算がこれまで月額を1人当たり1,000円だったものが1,500円に変わるものでございます。なので、1人当たり500円増額されるという影響が出るというものでございます。以上です。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 具体的な計画と目的です。今年度のモデル校は、吉浜小学校が選出されております。吉浜小学校は地区の伝統文化である菊人形の作成や菊栽培を通じて、ふるさとに誇りを持ち、共に学んで未来を開く子供の育成をテーマに事業計画を作成しており、事業の狙いに迫ることができると考えております。

具体的な計画につきましては、4年生全員で6月から11月頃にかけて全員で菊作りを行います。そして11月、育てたその菊の花を使って、伝統文化である菊人形を作ります。

地域の方々の御支援を受けながら、そういった活動を通して振り返りの場で、高浜の伝統行事に携わった経験を振り返って、地元のよさを再発見したり、高浜のためにほかにできることはないかという考えで、この計画を立てております。以上です。

○議長（神谷直子） 共生推進グループ。

○共生推進G（岩崎和也） まず、そもそもまぜこぜの居場所というものでございますが、世代や属性を問わずして、子供から大人までシニア世代の誰もが気軽に訪れることができる多世代型の居場所のことを指してございます。

この目的ですとか、そもそも取り組んだ理由のところでございますが、市民の誰もが参加でき、緩やかなつながりを持つことによりまして、地域の中での孤立を予防し、社会とのつながりをつくることを狙いとしてこの事業を進めてきてございます。

また、見守ったりというふうな話もございましたが、具体的には既存の支援の枠組みの中でこぼれている様々な課題を抱えた方の居場所とするべく、また併せて、子供たちにとって自宅や学校以外で地域の人や異なる世代の人と交流できる場所としたいというふうに考えております。加えまして、居場所に来られた方につきましては、支援が必要な方が中にはお見えになると思いますので、そういった方々を相談支援につなげることができるようなことも狙いとして考えてございます。

また、各小学校区のお話をいただきましたが、小学校区の目標値として掲げておりますのは、

歩いて行ける範囲に居場所をつくりたいというふうな狙いでございまして、まちづくり協議会との関係性の御質問もございましたが、まちづくり協議会、実際、今実行委員会として立ち上げております翼地区において、翼まちづくり協議会さんのほうに一緒になって関わっていただいております。今後、まちづくり協議会さんとどのように関わっていくかというところはまだ検討中でございますが、小学校区だからというふうな発言がございましたが、そことの関係性は必ずしもイコールではございませんが、今後の居場所づくりにおいて、まちづくり協議会さんにも個別に引き続き御協力をいただきたいとは考えております。

また、あと法律の話がございましたが、そちらについては特段意識しているわけではなく、重層的支援体制の整備の一環として進めているものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） ちょっと答弁漏れまずあるんですけど答弁漏れからいいですか、2回目ではなくて。

○議長（神谷直子） 答弁漏れ、どうぞ。何が…

○13番（倉田利奈） 重層的支援で今回居場所づくりを最初に取り組んだってということが私はこれじゃないと思ってるので、なぜ、これ居場所になったのかなってというのがよく分からないので、そこをちょっと教えていただきたいんですけど。重層的支援が居場所づくりっていうところがちょっと御答弁がなかったので、まずそこをお願いしようと思います。

〔「議題の範疇じゃないんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 私もちょうとそれは一般質問でやっていただきたいんですけど、市の立ち位置ということがもし漏れていたら、それはお願いします。

共生推進グループ。

○共生推進G（岩崎和也） 重層的支援体制整備事業にはいくつかございまして、今回のこのまぜこぜの居場所づくりについては、その一つの地域づくり支援事業の一環として行っているものでございます。ですので、重層的支援の中の一つのメニューの中の 카테고리 として、このまぜこぜの居場所づくりを進めているというふうに御認識いただければと思います。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） だから、なぜその居場所、地域づくり支援事業をまず初めに取り組まれたのかっていうのがよく分からなかったんで、そこをお聞きしたいと思います。

私はもっと困っている方の支援がまず第一かなと思ったので、そこがちょっとよく分からないのでお聞かせいただきたいのと、あと各小学校区のまち協とは協力はいただくというふうに先ほど御答弁があったんですけど、私、まち協って地域の課題を地域で解決するものっていうことなので、逆に私はまち協がやってもいい事業だと思うんで、そのあたりがちょっと御協力いただくっていう、結局、協力体制のみっていうことなんじゃないかな。そこもちょうとよく分からないの

と、あと、新たな居場所の立ち上げ支援、運営支援を行うとなっているんですけど、先ほどいろんなところにアプローチをするということで福祉部長言われたんですけど、それは公募されるってということなんでしょうか、どういうことなんでしょうか。そのあたりもよく分からないっていうところを教えていただきたいのと…

○議長（神谷直子） 倉田議員、それ補正予算の予算の関係に関係ありますか。議案の範疇を超えていると思いますので、質問を変えてください。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 予算をつけてやるわけですから…

○議長（神谷直子） 予算外の話をしてますよね。予算つけている問題について、御質問ください。

〔「だから、予算をつけてる内容の事業について聞いているのが何がいけないんですか。分かりません。議長、13番。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） ですから、予算をつけて行う事業の内容について、これが適正かどうか聞かなければいけないから、だから聞いているのであって、何が問題、議題外なのか、問題なのか分かりませんので御説明お願いいたします。もし議題外…

○議長（神谷直子） 内容の中身について聞かれるならともかく、それは適正じゃないということとは、議題外だと思っております。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 私、今、適正ではなくて担い手を募集するのかがどうかって聞いているんですよ。

○議長（神谷直子） あれ、先ほど適正ではないという発言がございましたので、私、止めたのです。もうお忘れになったのですか。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） それは質問の中で自分の意見を少し取り入れただけの話であって、今、質問しましたのでお願いします。

○議長（神谷直子） では、答弁を求めます。

すいません。何が質問だったか分からなかったような質問でしたが、よろしく願いいたします。

○議長（神谷直子） 共生推進グループ。

○共生推進G（岩崎和也） なぜこれに取り組むかというお話でございますが、先ほど来の答弁ありますが、我々としては重層的支援体制整備事業の中で地域づくりを非常に重きを、大事だというふうに考えておりますので、地域づくり支援の中でこういった居場所をつくるのが地域共

生社会の実現の目指すべき姿につながるというふう考えたため、こういうふうに進めております。あわせて、まちづくり協議会のお話もございましたが、当然まちづくり協議会さんが自主的に居場所となり得ることはあり得るかと思えます。あわせて、担い手、居場所の募集をするかというふうな御質問でございますが、こちらについては居場所になっていただける方をPRして、ぜひ公募して募集をかけてまいりたいというふうと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） これをもって質疑を終結いたします。

本案については、各常任委員会に付託いたします。

○議長（神谷直子） 日程第8 議案第46号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）についての総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

本案については、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（神谷直子） 日程第9 議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（岡本竜生） 議案第47号 工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。なお、別添の参考資料も併せて御覧ください。

本案は、港小学校長寿命化改良工事を実施するため、一般競争入札により落札者を決定した結果、株式会社近藤組を契約の相手方に決定し、契約金額を17億5,780万円といたすもので、高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

事業の概要につきましては、議会の議決を経た翌日から令和10年3月17日までを工期とし、工事の概要は、ア．校舎の外壁塗装、屋上防水及び教室・職員室等の老朽化対策から、キ．既存給食棟解体となっています。説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） それでは、よろしくお願いいたします。

この改良工事でございますが、3か年契約ということで、まずは請負についての各年度の工事について詳しく教えてください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず初めに請負率でございますが、86.43%となっております。

各年度の工事費といたしましては、令和7年度が6億6,363万円、令和8年度が9億9,341万円、令和9年度が1億76万円となっております。

続きまして、各年度の工事内容でございますが、令和7年度が校舎の改修、屋内運動場改修、階段エレベーター棟増築、屋外トイレ増築、給食棟増築、外構工事等でございます。

令和8年度は校舎の改修、給食棟の増築、外構工事等となっており、令和9年度は校舎改修、給食棟の増築、旧給食棟の解体、外構工事となっております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

それでは、周知と説明について、少し確認のほうさせていただきたいと思います。

今回の長寿命化改良工事ですが、このスケジュール、児童及び児童の保護者へどのように周知していくのかということですね。あと近隣住民及び学校開放で使われる利用者の方々について、いつ、どのような形で説明をするのか、お願いいたします。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 今までも高取小学校や吉浜小学校の長寿命化改良工事と同様に工事で最も影響を受けるのは、学校施設で一日の大半を過ごす児童と教職員になります。特に児童の保護者が関心をお持ちだと思いますので、学校家庭連絡システムなどを活用いたしまして、随時、情報の提供に努めてまいりたいと考えております。また、学校からの通信だよりでも情報提供を行ってまいりたいと考えております。

近隣住民の方へは、工事着手前に請負業者主体で直接近隣住民のお宅へお伺いし、工事の挨拶とともに説明をする予定でございます。また、工程表を市のホームページにも掲載する予定をしております。

続きまして、体育館の学校開放につきましては、所管グループと状況を共有しながら進めてまいりたいと思っております。既に高浜市公共施設予約システムに体育館が利用できない旨のことを掲載してあります。今後、変更等あった場合、速やかに情報提供をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まず、これ建て替え、取壊し、そして新たに建設する建物があるようですが、これ地中埋設物の調査及び撤去費用、そしてアスベスト調査についてはどのようにになっているのか、教えてください。1点目です。

それから2点目としましては、バリアフリー対策について、お聞きしたいと思います。

渡り廊下から体育館、校舎、玄関など全てにおいて対策が取られているのかどうか。取られて

いるのであれば、どのように対策が取られているのか、教えてください。

それからちょっとこれは確認なんですけど、太陽光パネル、体育館への空調については、ないということなのか、どのようにになっているのか。ちょっとこの工事請負のこの内容ではよく分かりませんので教えてください。

それから今後、この物価高騰、3年かかるということですので、これ以上まだまだ物価高騰になる可能性もあるんですけど、これ物価高騰になった場合、契約ではどのようになっていくのか、教えていただきたいと思います。

それから先ほど請負率86.43%ってことだったんですけど、結果的に市の設計金額は幾らであったのか、それから応札者は何社あったのか、教えてください。

それから先日の一般質問で、港小学校には新たにシャワー室を設けてくってという御答弁があったんですけど、シャワー室設置に係る費用についても教えていただきたいと思います。

それから給食調理室…

○議長（神谷直子） 一回、ここで切ってもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） では、答弁をお願いいたします。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず1点目の地中埋設物とアスベストについてでございますが、地中埋設物については特に調査を行っておりませんが、アスベストの含有調査につきましては調査を行っておりまして、一部天井に含有が確認されていますので、今回の長寿命化改良工事に合わせまして適正に処理をしてまいりたいと考えております。

2点目のバリアフリーへの対応でございますが、港小学校の今回の工事におきまして、エレベーターの設置や昇降口のスロープの新設、多目的トイレを設置することによりバリアフリーへの対応をしていきたいと考えております。

屋内運動場の空調設備でございますが、今回の工事には含まれておりません。

あとスライドの関係でございますが、今までの高取小、吉浜小学校と同様に契約内容に含まれておるとい形でございます。

今回の3年間の工事の設計額でございますが、20億3,390万円となっております。入札参加者数でございますが、こちらは参考資料の3ページに書いてある2社となっております。

シャワー室の費用につきましては、今、手持ちの資料がございませんので把握しておりません。

○議長（神谷直子） たしか太陽光のことについてはお答えしていないのでお答えください。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 太陽光パネルにつきましては今回の工事には含まれておりませんが、推進プランでも記載してありますとおり、こちらは令和19年から令和21年に設置する予定をして

おります。

○議長（神谷直子） それでは質問の続きを、13番、倉田議員、お願いいたします。

○13番（倉田利奈） 今回、給食室が新たに建て替えになるということになるのですが、今まで南部幼稚園の給食も港小学校で調理し、運んでたかと思います。今後も同様の形で港小学校の給食室に南部保育園の給食も作るという計画でこの給食棟が建てられているのかっていうことの確認をしたいんですけど、これまでも、私、道を挟んで調理したものを運搬するっていうことで、これ衛生法上とかいろんな法律上、大丈夫なのかなと思ってんですけど、その確認もしたいと思います。

あと、アスベストについては2回目の質問にしますが、それ以外で、こないだ吉浜幼稚園の追加工事のように後から工事費が追加になったとかそういうことはないということで、この金額でよろしいのでしょうか。最後、そこを確認したいと思います。

○議長（神谷直子） 答弁お願いいたします。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず1点目の現在、南部幼稚園との給食提供を一時停止しているところでございますが、こちらの再開に向けまして愛知県と現在相談するとともに建築基準法第48条の許可を取得するための申請を進めているところでございます。

契約の変更につきましては、物価上昇等のスライドもありますので、今、現時点では申し上げられませんが変更等も想定しておるところでございます。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 給食の運搬についての御懸念ということでございますが、ワゴン、運搬ワゴンを使用しておりまして、雨風等を防ぐような密閉したものを使って運搬をしております。終わった後も消毒、洗浄しておりますので、衛生上、問題ないというふうに考えております。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今回、港小学校につきましては、新たにシャワー室を設置した理由についてお聞かせいただきたいのと、あと地中埋設物の調査をされていないということで、これ非常に私、懸念する事項だと思うんですけど、なぜ調査をされていないのかなということなんです。今までもさんざん後から出てきて、1億が2億になっちゃったりとかそういうことで非常に問題になってるんですけど、その調査をされていない理由、そして今後そういうことになると、追加工事としていわゆるがらの撤去費用が追加工事で発生する可能性が非常に高いと思うんですけど、そのあたりどのようになるのか教えていただきたいのと、あと給食調理室につきましても、建築基準法上とかこれすごくいろんな法律が複雑に絡み合っているということが私もこの間の勉強で分かったんですけど、今のお話でいくと法令上、幼稚園の給食を作るということに対して、完全に違法性がない状況で入札されていないんじゃないかという懸念があるんですけど、そのあた

りちょっともう少し詳しく教えていただきたいのと、あとバリアフリー対策についてなんですが、玄関の校舎のところのスロープについては、今確認できた、今の御答弁で確認できたのかなと思うんですけど、渡り廊下から体育館とかそのあたりのバリアフリー状況については御答弁がなかったのかなと思いますので、教えていただきたいと思います。

それから先ほど、物価高騰になった場合の契約変更なんですけど、契約内容に含まれているという最初の答弁だとよく分からなくて、今の御答弁だと結局、物価高騰になった場合の変更が今後出てくる可能性がすごくあるのかなと思ったんですけど、その場合の変更については先ほどの高小のPFIのSPCに対する物価高騰の変更はいわゆる基準を基に計算されるんですけど、どのような形で変更になっていくんでしょうか。非常にこれ大きな金額になりますので、分かりやすく詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まずシャワー室の設置でございますが、こちらは設計を進める中で学校と打合せをいたしまして、その結果、学校側から設置の要望がありましたので、今回、設置することとなっております。

地中埋設物の調査でございますが、どの工事でもですが、前もって地中埋設物の調査をするっていうことはまずないと思いますので、今回も行っておりません。

あと調理室、幼稚園へ給食を提供する場合、建築基準法第48条に該当しないということで、こちらに該当するように今、申請を進めているところでございます。

バリアフリーの対応につきましては、先ほど申しました3か所を予定しているところで、渡り廊下等は今のところ設置の予定をしておりません。

契約変更についてでございますが、先ほど申したとおり、契約上、スライドで物価高騰があった場合は契約変更も予想されると思います。以上です。

○議長（神谷直子） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今、変更のことをしきりに質問されて、何か非常に変更することがまずいような言い方をされて御質問されましたけど、17億からの工事ですよ。既設の校舎があって、子供たちのいわゆる学校生活を配慮しながら工事をしていくという中で、いろんなことがありますよ。当然、既設の校舎をいろいろ関連するところを触れば、それなりにまた当初の設計、分からない部分が出てれば、それなりの材料を入れる。そして、そういう安全対応をしていかないかということ、そういったことを考えると、当然ながら変更はないとは言えないということです。

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第47号 工事請負契約の締結について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数でありますよ。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

常任委員会の開催により、6月14日から6月24日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、6月14日から6月24日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、6月25日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時27分散会
